



暖冬といわれながら1月下旬に大寒波が日本列島を襲い、一部交通機関が麻痺する等本格的な冬の寒さを迎えておりますが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

また、1月1日に発生した能登半島地震において被災された皆様、ご親族、ご関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

サクセス協同組合が所在する北九州市小倉北区においても、中心商店街で大きな火災があるなど、いつ発生するか分からない自然災害等の天災や火災、風水害は、多くの人を悲しませるだけでなく事業活動にも大きな影響を及ぼします。

事業活動においても日頃から事業継続計画(BCP)や事業継続力強化計画等の準備をする必要性が高まってきているように感じます。

さて、今号は前号からお知らせしている技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議について、最終報告書が2023年11月30日に法務大臣に提出されたことをうけ、その内容についてお知らせしたいと思います。

この報告書をどう評価し、技能実習制度及び特定技能制度をどう変えていくのかは、これから法務省や厚生労働省など主務官庁が制度化にむけて政策立案を進めていくこととなります。

また、報告書内に本制度の施行について、現在もなお多くの技能実習生が受け入れられていることに留意し移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行うとしております。

新制度実施は、まだ先の話になりますが、内容を把握し社内体制を整えるお手伝いになれば幸いです。

## 最終報告書で注目すべきポイント

### ① 技能実習制度にかわる新たな制度の創設

「技能実習制度」⇒「育成就労制度(仮称)」…名称が変わる可能性が示されています

### ② 目的

「技能・技術・知識の移転と人材育成を通じた国際貢献」⇒「人材確保と人材育成」

新しい制度では、目的に「人材確保」が明記され、未就労の外国人の技能・技術・知識レベルを特定技能1号程度まで育て上げることが示されました

### ③ 在留期間

これまで技能実習1号(1年)、技能実習2号(2年)の3年を基本として優良受入機関の場合、技能実習3号(2年)と最長5年間の実習期間でしたが、新しい制度では基本的に3年間と提案されています。

### ④ 転籍

これまでは実習期間中の転籍はやむを得ない事情を除き認められませんでした。新しい制度では事情の解釈が拡大され一定の要件を満たせば、同一業種に限り本人の意思によって転籍が可能になるよう提案されています。

【一定の要件とは】

- ① 就労期間が一年超である
- ② 技能検定試験基礎級合格
- ③ A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)の合格等

### ⑤ 対象範囲

これまでは、移行対象業種に記載されている「職種」の場合3年間の実習が可能(移行対象業種外だと1年)でしたが、新しい制度では、特定技能制度における「特定産業分野」である12「業種」に限定するとされています。

現在、技能実習制度を活用している事業者でも、該当する「業種」でなければ新しい制度では対応できないとされています。

以上の要件を鑑みると、不足する労働力を外国から人材を招き入れ、基礎的な技能・技術・知識をしっかり勉強・研修した上で特定技能1号にステップアップして、5年間働いてほしいということだと思います。

転籍についても、新しい制度の中で1年を超えた就労経験を持ち、特定技能労働者の基準である技能検定試験基礎級と日本語能力A1相当の試験を合格することを満たせば、特定技能労働者の能力を持っているとして自分の意志による転籍を認めるということだと思われます。

新しい制度で長く外国人労働者を雇用したい場合には、待遇面の改善だけでなくキャリアロードマップを示したり、働きたくなる企業、自分のキャリアをここで磨いていきたいと思う企業になることが必要かもしれません。

※次ページに現行の技能実習制度、特定技能制度、及び新制度の違いを簡単にまとめました。

	技能実習制度	新制度(検討中) 育成就労制度(仮称)	特定技能制度(現行)	
目的	日本の技能・技術・知識の移転/人材育成を通じた国際貢献	人材確保と人材育成(未熟練労働者を特定技能1号の水準の人材に育成)	深刻化する人手不足への対応	
在留期間	技能実習1号:1年以内 技能実習2号:2年以内 技能実習3号:2年以内 (合計で最長5年以内)	3年(原則)	特定技能1号	特定技能2号
			通算5年	上限なし
対象範囲	技能実習2号は移行対象職種のみ(90種) (2023年10月31日現在)	・特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定 ・従事できる業務範囲は特定技能の業務区分と同一 ・「主たる技能」を定めて、計画的に育成、評価を行う ・育成開始から1年経過・育成終了時まで試験を義務付け	特定産業分野12分野 (介護、ビルクリーニング、素材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空・宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業)	特定産業分野11分野 同左(但し、介護業を除く)
入国時の技能水準	前職要件等あり (団体監理型)	前職要件等をなくす方向	相当程度の知識又は経験が必要(試験等により確認。技能実習2号を良好に修了した者は試験免除)	熟練した技能が必要(試験等により確認)
入国時の日本語能力水準	介護職種を除いて要件なし	日本能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)の合格又は入国直後の認定日本語教育機関等における相当の日本語講習の受講	日本での生活及び業務に必要な能力 (試験等により確認(試験等により確認。技能実習2号を良好に修了した者は試験免除))	漁業・外食業分野以外は試験等での確認は不要
二国間協力覚書	14か国、外国政府の認定を受けた機関	二国間取決めを作成し、悪質な送出国の排除等に向けた実効性を高める	16か国	
監理・支援	監理団体による監理(非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	・監理団体の要件厳格化 ・優良監理団体へのインセンティブとなるよう、優遇措置を講じる ・外国人技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加	受入機関や登録支援機関(受入機関からの委託を受けて、特定技能外国人に支援を行う個人又は団体、出入国在留管理庁による登録制)による支援	支援対象外
受入機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠を設ける方向	人数枠なし (介護分野・建設分野を除く)	人数枠なし
雇用形態	直接雇用のみ	季節性のある分野(農業・漁業)で、業務の実情に応じた受入れ、勤務形態を検討	原則として直接雇用だが農業及び漁業では派遣が認められる	
家族の帯同	原則不可	原則不可	原則不可	要件を満たせば可能 (配偶者・子)
転籍・転職	原則不可。 但し、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号～3号への移行時は転籍可能	・「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大且つ明確化 ・一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級・日本語能力A1以上の試験の合格等)を満たし、同一業務区分内に限り、本人の意向による転籍も認める。 本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える機関の設定を認める等、必要な経過措置を設けることを検討 ・監理団体・ハローワーク・新たな機構等による転籍支援 ・育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める	同一の業務区分内又は試験等によりその技術水準の共通性が確認されている業務区分において転職可能	
在留者数	358,159人 (R5/6月末)		194,667人(R5/10月末速報値)	29人 (R5/10月末速報値)

公益財団法人国際人材協力機構(JITCO) 機関紙1月号より抜粋

※2024年2月5日に政府は最終案として、転籍要件の就労期間を1年～2年(業界ごとに設定)とすることを明らかにしました。政府は、本国会に関連法案を提出する予定のようです。

## 技能実習生が頑張りました！！

去る2024年1月28日(日)、下関生涯学習プラザにおいて「下関にほんごスピーチコンテスト」が開催されました。このコンテストは、下関市に在住する母国語が日本語以外の方が日本語でスピーチを行う「にほんご部門」、下関在住の母国語が日本語の方が参加する「外国語部門」の2つのカテゴリーで構成され今回で2回目の開催となります。

テーマは、「下関で暮らして」。発表者は下関で暮らす中での経験や感じたこと、考えたこと、出会いや将来などについて思い思いに発表されていました。

そして、このコンテストにおいて当組員企業である（株）アクシス様の元で技能実習に励んでいるフィリピン出身のエスピノラ リヨナルド ルストリヤさんが見事、優秀賞を受賞されました！おめでとうございます！！

レオさんは、日本そして下関に来てからの体験を軽妙で巧みな日本語で、時折ジョークを交えながら生き生きと発表されました。

発表前には当組合の監理指導員と発表内容や日本語の言い回し等について打ち合わせをしたり、時間を惜しまず熱心に準備をされていたそうです。よかったですね。

当日は（株）アクシスの古田社長様ご家族をはじめ、多くの同僚の方が応援に駆けつけ、声援を送っていらっしゃいました。彼にとってもとても心強かったことだろうと思います。

これからも実習を頑張っそして日本での生活を楽しんでください。当組合もしっかりとサポートさせていただきます。

## 中村担当監理指導員からひとこと

レオ君、優秀賞おめでとうございます！本当によく頑張りましたね。ノー残業デーにはスピーチの原稿を考えたり、読む練習をしたりと一生懸命に取り組んでいました。ジョークを織り交ぜながら堂々とスピーチする姿にとっても感動しました。これからも、日本語の勉強を頑張り、技能実習生としてより実りある実習生活を送れるように励んでいきましょう！『レオ、頑張れ!!』。



コンテスト終了後、皆さんと記念撮影  
(向かって最前列一番左がレオ君)



古田社長と喜びを分かち合いました



## 気になるトピックス

### 事業継続力強化計画について【情報提供】

事業継続力強化計画の必要性が高まっていると感じていると表題に記しましたが、この計画は、天災や火災、風水害等により自社の経営資源がダメージを受けた場合に企業がとるべき対応をシミュレーションして事前に計画に落とし込むものです。

令和元年 7月 16日、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法の一部を改正する法律」が施行され事業継続力強化計画認定制度がスタートしました。

計画の内容は、災害の種類や被害の状況に応じて、企業として優先的に行うべき対応を整理し、事業の復旧のために必要な要素を明確にして、早期に事業復旧を目指すための行動指針となります。

例えば、天災が会社のあるエリアを襲った場合、従業員と家族の安否確認、会社の社屋や倉庫等の被害有無の確認、製造ラインや商品の被害状況の確認、製造業であれば製造ラインがダメージを受けた場合に早期復旧のための優先的対応、顧客や仕入先等への情報収集や情報提供などが挙げられます。

計画が経済産業大臣に認定されれば、政府系金融機関融資の優遇や信用保証協会の信用枠の拡大、税制上のメリットもあります。

詳細については、以下のリンクに詳しいので、この機会にご覧いただき検討されてみるのも良いかと思えます。

また、中小企業庁や(独)中小企業基盤整備機構等において計画策定支援をしておりますので活用することをお勧めします。

(独)中小企業基盤整備機構 事業継続力強化計画ポータルサイト

<https://kyoujinnka.smri.go.jp/>

## 組合のうごき

令和5年10月19日に北九州市外国人材就業サポートセンター主催の外国人材雇用ワンストップ相談会に参加しました

令和5年10月14～15日に福利厚生事業として職員一同で大分県へキャンプに行きました



成長著しいアジアの活力と日本が長年培ってきた技術・技能とを融合させ、貴社の成長・発展に繋がる外国人材の採用を支援いたします。

新たな成長・発展の基盤は人材です。活力に満ちたアジアの人材を活用しませんか？

サクセス協同組合

TEL: 093-581-0047 URL: <https://k-success.org/>